



2016年度 競技規則運用についての通達(追加)

2016年7月25日

(公財) 日本ハンドボール協会競技運営委員会
審判委員会

2016年7月1日より実施される新競技規則について、6月22日国際ハンドボール連盟 (IHF) より新競技規則書が発行された。(公財) 日本ハンドボール協会では、その内容を確認した上で、平成28年7月1日付に発行した「2016年度競技規則運用についての通達」に加え、下記の項目について新たに通達する。

記

禁止されている装具を身につけたプレーヤーを確認した場合

2016年6月22日付、IHFより発行された競技規則書では、IHFでは禁止しているフェースマスクを着用したプレーヤーがいた場合の対処法について具体的に記載している (以下「付録1」参照)。これはフェースマスクに限らず他の身につけることが禁止されている装具についても同様に対処することが明記されている。またプレーヤーの装具について身につけることが許されるものと、禁止されるものについて具体的に示されている。

(公財) 日本ハンドボール協会では、国内での混乱を防ぐために平成28年度競技規則の運用としては以下の通りとする。

- (1) 競技規則4:9に関連し、平成28年4月1日付、競技運営部より発行された「JHA オフィシャル・テクニカルデレゲートの任務」の5-5から5-16では、国内においてプレーヤーが身につけることが許されるものと禁止されるものについて記載されている。平成28年度は、競技規則4:9の条文に加え、この競技運営部からの通達をそのまま国内で適用する。禁止されている装具を身につけたプレーヤーがいた場合は、下記「付録1」のIHF条文と同様に対処する。
- (2) 今回のIHFからの条文では「付録2」に身につけることを禁止する装具について具体的に写真入りで解説されているが、国内ではこの「付録2」での解説を即座に適用せず、特にフェースマスクについては平成28年度内に医事委員会等関係機関との協議を行った上で、平成29年度の実施のあり方について検討していく。

以下に2016年版新競技規則書の中から本通達に関連する「付録1」の条文を掲載する。

付録 1 (IHF 条文)

フェイスマスクや他の身に着けることが禁止されている装具に関して (4:9)

IHF-PRC (規則審判委員会) はフェイスマスクの使用と禁止についてガイドラインを明確に示しているにも関わらず、各連盟より例外を認めてほしいという旨の申し出を受けている。主な申し出は、フェイスマスクは他のプレーヤーを危険に晒さないという個人の判断理由が優先されている。IHF 医事委員会はあらゆる種類・サイズのフェイスマスクの使用を禁止している。そのため、たとえフェイスマスクが他者を危険に晒さなくても、使用禁止以外の解釈を記載することはここではしない。

一方、時折、他者を危険に晒さないからということを経由して一部のチームやプレーヤーが、フェイスマスクを着用しているという報告がある。

IHF-PRC はレフェリー・タイムキーパー・TD に対し、競技規則 4:9 および 17:3 第 2 段落に記載されている条文を成立させるために下記の通り助言する。

フェイスマスクを身に着けたプレーヤーが競技に参加しようとしているとき

レフェリーはプレーヤーがフェイスマスクを着けて競技に参加しようとしている場合、下記の要領で対処する。

違反が1回目の時、レフェリーは当該のプレーヤーとそのチーム責任者に対し、注意としてフェイスマスク使用の禁止を伝える。当該のプレーヤーは違反が正されるまで競技に参加できない。当該のプレーヤーに対する注意が1回目であるならば罰則を適用しない。

もし、プレーヤーが1回目の注意に従わず、競技中そのままフェイスマスクを着けてコートに入ったならば、レフェリーはスポーツマンシップに反する行為とし、競技規則 8:8 a (挑発的な行為) を適用し、即座に2分間退場を判定する (下記 1.1 から 2.4 に示した場合を参照)。レフェリーは再度そのプレーヤーに対し、違反を正すように伝える。

2分間退場の後、また違反が起こったら、著しくスポーツマンシップに反する行為とみなされ、競技規則 8:9 により違反したプレーヤーを失格 (報告書を伴わない)とする。

以下に IHF-PRC の見解を記載する。

1. 競技の開始前(ウォーミングアップ中)に競技規則 4:9 に該当する違反を認めた場合

1.1 競技の開始前 (ウォーミングアップ中) に競技規則 4:9 に該当する違反を認めたら、そのプレーヤーとチーム責任者に競技規則 17:3 第 2 段落に基づき注意をする。その選手はフェイスマスクを外さなければならない (競技規則 4:9、ガイドライン)。

その後、そのプレーヤーとチーム責任者に対し、以下のように通知する。「2 回目の違反が認められた場合は、競技規則 17:5 第 2 段落および 8:7 冒頭に則りスポーツマンシップに反する行為とみなす。その後さらに繰り返した場合は競技規則 8:8a、8:9 と段階的に罰則を適用する。

1.2 すでに注意を受けたにもかかわらず、競技の開始時 (スローオフの前)、フェイスマスクを着用しているプレーヤーがコートに入ってきたら、競技を開始してはならない。違反をしたプレーヤーは競技規則 16:11a により警告が与えられ、そのプレーヤーはコートから去らなければならない。違反を正した後にのみ競技への参加が許される。

- 1.3 **競技時間中**、フェイスマスクを着用したプレーヤーがコートに入ったら、他のプレーヤーを危険に晒す恐れがあるので、レフェリー、タイムキーパー、TD のいずれかが**速やかに競技を中断**させる。違反したプレーヤーは競技規則 8:8a (挑発的な行為) により**即座に2分間退場**となる(16:3f)。

退場となったプレーヤーは違反を正すためにコートから去らなければならない。そのプレーヤーは退場時間が満了するだけでなく、違反が正された場合にのみ競技への参加が許される。

競技の再開は競技規則 13:1a により、相手チームのフリースローを行う。明らかな得点のチャンスに競技が中断された場合は 7 m スローで再開する(14:1a)。

- 1.4 **競技時間中、2分間退場を判定された後、さらに**フェイスマスクを着用したプレーヤーがコートに入ったら、他のプレーヤーを危険に晒す恐れがあるので、レフェリー、タイムキーパー、TD のいずれかが**速やかに競技を中断**させる。違反行為を繰り返したプレーヤーは競技規則 8:9 により、著しくスポーツマンシップに反する行為をしたとみなされ、競技規則 16:6b により**失格**となる。

この規定は競技規則 16:7、16:8 第 1 段落から第 4 段落に記載されている。

競技の再開は競技規則 13:1a により、相手チームのフリースローで行う。明らかな得点のチャンスに競技が中断された場合は 7 m スローで再開する(14:1a)。

2. 競技の開始前にレフェリーによって**違反が確認されなかった場合**

- 2.1 **競技の開始前 (ウォーミングアップ中)**にはレフェリーによって**違反が確認されなかった**が、**競技開始直前になって**フェイスマスクを着けたプレーヤーがコートに入った場合は、そのプレーヤーは競技規則 4:9 に則り**違反を正すよう注意**する。

違反したプレーヤーがコート上にいる間は、競技を開始してはならない。

その後、その**プレーヤーとチーム責任者に対し**、以下のように**通知**する。「2 回目の違反が認められた場合は、競技規則 17:5 第 2 段落および 8:7 冒頭に則りスポーツマンシップに反する行為とみなす。その後さらに繰り返した場合は競技規則 8:8a、8:9 と段階的に罰則を適用する」。

その後、**スローオフは通常通り**行われる(10:1 第 1 段落)。

- 2.2 **それまで**レフェリー・タイムキーパー・TD のいずれにも**気づかれることがなかった**プレーヤーが、**競技時間中にフェイスマスクを着けてコートに入った**場合、他のプレーヤーを危険に晒す恐れがあるので、レフェリー、タイムキーパー、TD のいずれかが**速やかに競技を中断**させる。

そのプレーヤーに対し、競技規則 4:9 則り**違反を正すよう注意**する。

その後、その**プレーヤーとチーム責任者に対し**、以下のように**通知**する。「2 回目の違反が認められた場合は、競技規則 17:5 第 2 段落および 8:7 冒頭に則りスポーツマンシップに反する行為とみなす。その後さらに繰り返した場合は競技規則 8:8a、8:9 と段階的に罰則を適用する」。

競技の再開は競技規則 13:1a により、相手チームのフリースローで行う。明らかな得点のチャンスに競技が中断された場合は 7 m スローで再開する(14:1a)。

2.3 上記の 2.1、2.2 のプレーヤーが先述のような注意があったにも関わらず、**競技時間中、再び(2回目)**フェイスマスクを着用したプレーヤーが**コートに入ったら**、他のプレーヤーを危険に晒す恐れがあるので、レフェリー、タイムキーパー、TD のいずれかが**速やかに競技を中断**させる。

違反したプレーヤーは競技規則 8:8a (挑発的な行為) により**即座に2分間退場**となり(16:3f)、違反を正すためにコートから去らなければならない。

そのプレーヤーは退場時間が満了するだけでなく、違反が正された場合にのみ競技への参加が許される。

競技の再開は競技規則 13:1a により、相手チームのフリースローで行う。明らかな得点のチャンスに競技が中断された場合は 7 m スローで再開する(14:1a)。

2:4 **2分間退場を判定された後、さらに**、フェイスマスクを着用したプレーヤーがコートに入ったら、他のプレーヤーを危険に晒す恐れがあるので、レフェリー、タイムキーパー、TD のいずれかが**速やかに競技を中断**させる。

違反行為を繰り返したプレーヤーは競技規則 8:9 により、著しくスポーツマンシップに反する行為をしたとみなされ競技規則 16:6b により**失格**とする。

この規定は競技規則 16:7、16:8 第 1 段落から第 4 段落に記載されている。

競技の再開は競技規則 13:1a により、相手チームのフリースローで行う。明らかな得点のチャンスに競技が中断された場合は 7 m スローで再開する(14:1a)。